

循環型社会推進基金の活用ガイドライン（第3案）について

前回からの修正箇所

- ・循環型社会に関する項目を削除
- ・ごみの「減量」と「再資源化」を一つの区分に統合
- ・「適正排出・散乱防止（不法投棄）」と、「循環意識の醸成（周知・啓発）」をそれぞれ別の区分として追加

前 回 案	修 正 案
<p>1. ごみの減量に資する事業</p> <p>(1) ごみの発生抑制や減量化に関すること</p> <p>(2) ごみ減量活動の促進に関すること</p> <p>(3) 不法投棄や不適正排出の対策・防止に関すること</p> <p>2. ごみの再資源化に資する事業</p> <p>(1) 市民等の再資源化の取り組みの促進に関すること</p> <p>(2) 事業者や中間処理施設での資源回収に関すること</p> <p>(3) 再資源化に関する周知・啓発に関すること</p> <p>3. 循環型社会の推進に資する事業</p> <p>(1) 循環意識の醸成に関すること</p> <p>(2) 地域循環型モデルの構築に関すること</p> <p>(3) 官民連携による資源循環の取り組みに関すること</p>	<p>1. 循環意識の醸成に資する事業</p> <p>(1) ごみに関する情報発信に関すること</p> <p>(2) 学校等における環境学習に関すること</p> <p>2. ごみの減量・再資源化に資する事業</p> <p>(1) ごみの発生抑制や減量化に関すること</p> <p>(2) ごみの再資源化に関すること</p> <p>3. ごみの適正排出・散乱防止に関する事業</p> <p>(1) ごみの収集拠点の整備・管理に関すること</p> <p>(2) 不法投棄対策に関すること</p>

(参考) 木津川市循環型社会推進基金条例

第1条 ごみの減量と再資源化を進め、次世代に豊かな自然環境を継承する事業の推進を図るため、木津川市循環型社会推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

令和7年度時点の事業 (25事業)	見直し案 (10事業)
区分1 循環意識の醸成に資する事業	
(1) ごみに関する情報発信に関すること	
1-④ 情報発信事業 (MOTTAINAI 便り) 2-⑤ ごみ分別アプリ配信事業	情報発信事業
1-⑤ 市民活動の表彰制度	市民活動の表彰制度
(2) 学校等における環境学習に関すること	
1-① 地域学習会 (地域への出前講座) 1-⑥ 環境保全指導員 2-① リサイクル活動の拠点の確保 3-③ 学校等における環境学習への支援 中間処理施設見学ツアー事業 廃棄物に関する講演会事業	環境学習事業
区分2 ごみの減量・再資源化に資する事業	
(1) ごみの発生抑制や減量に関すること	
1-② 市民提案型ごみ減量活動等補助金	市民提案型ごみ減量活動等補助金
(2) ごみの再資源化に関すること	
2-③ 生ごみ処理容器の普及促進 2-④ 使用済み食用油再資源化事業 3-① 生ごみの再資源化事業 生ごみ水絞り器配布事業 給食センター食品残渣物の堆肥化	生ごみの再資源化事業
2-② 古紙集団回収事業の充実 (令和6年度) 雑がみ保管袋全戸配布	紙類の再資源化事業
2-⑧ 剪定枝粉碎機貸与事業 樹木剪定廃材の活用	剪定枝等の再資源化事業
	(新規追加) 資源ごみ等の中間処理委託料
区分3 ごみの適正排出・散乱防止に関する事業	
(1) ごみの収集拠点の整備・管理に関すること	
2-⑥ 防鳥ネット無償貸与事業 2-⑦ ごみ集積拠点設置等補助金 清掃用具貸与事業	ごみ集積拠点整備事業
(2) 不法投棄対策に関すること	
1-③ 不法投棄等対策 (監視カメラ) 不法投棄対策事業 (投棄物撤去) 「不法投棄禁止」等看板貸与事業	不法投棄対策事業